
◎議案第11号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について

○議長（山本浩平君） 日程第11、議案第11号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

大黒総務課長。

○総務課長（大黒克巳君） 議案第11号、議11-1でございます。北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合理約を次のとおり変更する。

平成27年9月4日提出。白老町長。

附則でございます。

附 則

（施行期日）

1 この項規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。ただし、別表の（十勝）の項の改正規定（「とちかち広域消防事務組合」を加える改正規定除く。）は、平成28年4月1日から施行する。次のページでございます。

（規約の左横書き）

2 変更後の北海道市町村職員退職手当組合理約は、左横書きに改める。この場合において漢数字は、固有名詞の全部または一部をなす場合または熟語の一部をなす場合以外はアラビア数字に、号の番号は、横括弧で囲んだものに、第5条の表中「同上」を「同左」に、表および別表の構成は、変更前の規約における右方は変更後における上方と、変更前の規約における上方は変更後の規約における左方とし、促音として用いる「つ」の表記が大書きのものは、小書きに改める。

次のページ、議案説明でございます。道央地区環境衛生組合及び南渡島青少年指導センター組合が平成27年3月31日解散により脱退し、新たにとちかち広域消防事務組合が加入し、西十勝消防組合、北十勝消防事務組合、東十勝消防事務組合及び南十勝消防事務組合が平成28年3月31日解散により脱退することに伴い、本規約別表を変更すること及び本規約を左横書きに改めることについて、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑あります方どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第11号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。